

随意契約理由書

件名	「北学校給食共同調理場給食配送業務」
契約の相手方	金田運輸株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当
随意契約の理由	
<p>「北学校給食共同調理場給食配送業務」について、入札を行った結果不調打切となった。改めて入札を行う必要があるが、入札手続き及び落札事業者の履行準備には時間を要する。しかしながら、北学校給食共同調理場から受配校への給食配送を絶えず継続する必要があり、現行の契約の履行期間が令和2年8月31日までであることから、再度の入札により契約の相手方を決定し履行開始するまでの間の業務を行う契約について、緊急的に締結する必要があるため、随意契約をする。</p> <p>なお、履行可能と見込まれる複数事業者による見積り合わせを行ったところ、金田運輸(株)のみが見積書を提出したため、本随意契約の相手方とするものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校支援部健康教育課小学校給食係 (電話番号 984-0698)